改正後

Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

1 初検料 2,485円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、 所定金額に650円を加算する。

ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額 に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合には 1,870 円を、所定 金額にそれぞれ加算する。

5 整復料、固定料、施療料及び後療料 骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおり とする。

	部 位	整復(固定・ 施療)料	後療料	備考
骨折(整復料)	大 腿 情 上腕骨・下腿骨鎖 情 鎖 情 肋 骨 助 骨 手根骨・足根骨・中手骨・指(手・足)骨	13, 800 6, 240 13, 800	970円	1 関節骨折又は脱臼骨 折は、骨折の部に準ず る。 2 関節近接部位の骨折 により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合 で、かつ、一定期間 (3 週間)経過した場 合の料金は、算定部位 を変更せず一括して 1,310円とする。
不全骨折(固	骨 盤 胸骨・肋骨・鎖骨 大 腿 骨 下腿骨・上腕骨・ 前腕骨・膝蓋骨	4, 560 11, 040	820	関節近接部位の骨折に より生じた拘縮が 2 関節 以上に及ぶ場合で、か つ、一定期間 (3 週間) 経過した場合の料金は、

Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

1 初検料 2,475円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、 所定金額に650円を加算する。

改正前

ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額 に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合には 1,870 円を、所定 金額にそれぞれ加算する。

5 整復料、固定料、施療料及び後療料

骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。

	部	立	整復(固定・ 施療)料	後療料	備考
骨折(整復料)	大 腿 上腕骨・ 鎖 前 腕 肋 手根骨・足 中手骨・ 指(手・足)	骨 骨 骨 根骨・ 足骨・	10,800 円 10,800 4,920 10,800 4,920 4,920	<u>760 円</u>	1 関節骨折又は脱臼骨 折は、骨折の部に準ず る。 2 関節近接部位の骨折 により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合 で、かつ、一定期間 (3 週間)経過した部 合の料金は、算定に を変更せず一括して 1,020円とする。
不全骨折(固	情 胸骨・肋骨 大 腿 下腿骨・上 前腕骨・肝	骨 腕骨・	8, 640 3, 600 8, 640 6, 600	<u>640</u>	関節近接部位の骨折に より生じた拘縮が2関節 以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3週間) 経過した場合の料金は、

定料)	手根骨・月 中手骨・口 指(手・月	中足骨・	<u>4, 320</u>		算定部位を変更せず一括 して <u>1,150円</u> とする。	定料)	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	<u>3, 360</u>		算定部位を変更せず一括 して <u>900円</u> とする。
脱臼(整復料)	股 関 肩 関 肘関節・ 顎 関	節 膝関節	10, 800 9, 480 4, 320 2, 760	. 820	脱臼の際、不全骨折を 伴った場合は、脱臼の部 に準ずる。	脱臼(整復料)	股 関 節 肩 関 節 肘関節・膝関節 節	8, 400 7, 440 3, 360 2, 160	640	脱臼の際、不全骨折を 伴った場合は、脱臼の部 に準ずる。
	手関節・足 指(手・足		<u>4, 320</u>			117	手関節・足関節・ 指(手・足)関節	<u>3, 360</u>		
打撲及び捻挫(施療料)	打撲・	捻 挫	910	615	1 不全脱子の 部では、筋、肉の が大きいいな が大きいいと のでは、 のでは	打撲及び捻挫(施療料)	打撲 · 捻 挫	910	615	1 不全脱臼。 ・
	(別紙) (略)					備考 (略) (別紙) (略)				
7 j	7 運動療法料 1回につき <u>360円</u>				7 運動療法料 1回につき <u>340円</u>					

傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、各種運動器 具を使用して運動療法を行った場合に算定できるものとし、その算定方法 は、次のとおりとする。

- (1) 1 週間に 1 回程度、1 か月(暦月)に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。
- (2) 1 日における運動療法料は、部位、回数に関係なく 1 日 <u>360 円</u>とし、20 分以上運動療法を行うこと。

Ⅳ はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

- 3 施術料金
 - (2) 往療料 2,160円
 - ① 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については、2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 920 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,760 円を加算する。
 - ② ③ (略)
 - (3) 施術料
 - ① はり・きゅう
 - a 1 術の場合 1 日 1 回限り 2,640 円
 - b 2 術 (はり・きゅう併用) の場合 1日1回限り <u>3,970円</u> 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合に は、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
 - ② マッサージ
 - a マッサージを行った場合 1日1回限り <u>2,640円</u> 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合繊マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等)) を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
 - b (略)

傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、各種運動器 具を使用して運動療法を行った場合に算定できるものとし、その算定方法 は、次のとおりとする。

- (1) 1 週間に 1 回程度、1 か月(暦月)に 5 回を限度とし、後療時に算定できる。
- (2) 1 日における運動療法料は、部位、回数に関係なく 1 日 <u>340 円</u>とし、20 分以上運動療法を行うこと。

Ⅳ はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

- 3 施術料金
 - (2) 往療料 2,160円
 - ① 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については、2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 960 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,880 円を加算する。
 - ② ③ (略)
 - (3) 施術料
 - ① はり・きゅう
 - a 1 術の場合 1 日 1 回限り 2,600 円
 - b 2 術 (はり・きゅう併用) の場合 1日1回限り <u>3,960 円</u> 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合に は、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
 - ② マッサージ
 - a マッサージを行った場合 1日1回限り <u>2,600円</u> 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合繊マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等)) を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
 - b (略)

- c 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき 575 円
- ③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り <u>3,970円</u> 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサ ージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行っ た場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
- c 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき 565 円
- ③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り <u>3,960 円</u> 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサ ージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行っ た場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。